

2020年1月22日

各位

株式会社 宮崎銀行

不祥事件の発生について

このたび、当行において下記2件の不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とする金融機関として、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め、役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、日ごろから当行を信頼し、お取り引きいただいておりますお客さま、地域の皆さまおよび株主の皆さまに心からお詫び申し上げます。

記

【事件1】

1. 事件の概要

(1) 事故者 : 審査部に勤務していた元行員 (男性 46歳)

(2) 内容 : ①投資信託取引残高報告書の偽造
・件数 1件 / 被害額 2,000,000円
・経営企画部に勤務していた2011年11月に、お客さまからお預りした投資信託購入資金を、お客さまに投資信託を購入したように見せかけるため、当行所定の書式ではない架空の投資信託取引残高報告書を作成した上で、着服した疑いがあります。

②定期預金証書の改ざん

・件数 5件 / 被害額 20,000,000円
・鹿児島南支店に勤務していた2014年12月から2017年6月までの間に、お客さまからお預かりした定期預金証書の金額と利率を改ざんし、着服していました。

③融資金の着服

・件数 3件 / 被害額 22,609,200円
・鹿児島南支店に勤務していた2017年3月から2017年6月までの間に、虚偽の説明によりお客さまに借入申込書を記入させ、実行した融資金を無断で引き出し着服していました。

④定期預金証書の偽造

・件数 10件 / 被害額 69,000,000円
・審査部に勤務していた2018年10月から2019年11月までの間に、お客さまから定期預金作成のためお預かりした資金を着服した疑いがあります。お客さまには定期預金を作成したように見せかけるため、当行所定の書式ではない架空の定期預金証書を作成し、お客さまにお渡していました。

※被害に遭われたお客さまは9名、被害総額は113,609,200円です。

(3) 発覚日 : 2019年11月14日(木)

(4) 発覚の経緯 : ・2019年11月12日、当局から情報提供があり、内部調査の結果、融資金を着服していることが発覚しました。
・2019年12月2日、お客さまを訪問した行員が金額と利率の改ざんの疑いがある定期預金証書を発見し、調査した結果、事故者が預金を着服していたことが発覚しました。
・なお、事故者は11月19日から病気を理由に欠勤しております。本人からの聴取ができていないため、現時点で不明な点も多く、引き続き社内調査をしている状況です。

2. お客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、個別に説明とお詫びをさせていただいております。全容が明らかになり次第、真摯に対応してまいります。

3. 関係機関への報告等

事件発覚後、法令等に基づき監督官庁等へ報告いたしました。
また、警察に対しても相談を行っております。

4. 人事処分

事故者については、2020年1月10日付で懲戒解雇処分としております。
また、本件を重く受け止め、関係者についても責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を行います。

【事件2】

1. 事件の概要

(1) 事故者 : 門川支店に勤務していた元行員 (女性 30歳)

(2) 内容 : 門川支店に勤務していた2018年4月から2019年11月までの間、以下の着服を行っていたことが判明しました。

①カードローン融資金の着服

- ・件数 2件 / 被害額 343,666円
- ・2018年4月から2018年5月までの間に、お客さまにカードローンを申込みいただいた後に、無断で借入を行い、融資金を着服していました。

②普通預金の着服

- ・件数 1件 / 被害額 10,500円
- ・2018年4月、虚偽の説明により、お客さまが長期間使用していない普通預金口座の再発行および改印届を記入させ、再作成した口座から着服していました。

③投資信託購入資金および解約金の着服

- ・件数 2 件 / 被害額 1,892,286 円
- ・2018 年 11 月から 2019 年 3 月までの間に、お客さまから投資信託購入資金としてお預かりした請求書により、現金を払い出し着服していました。また、虚偽の説明により投資信託解約金の受取口座を事故者が所持するお客さま名義の別口座に変更し、投資信託を解約させ、解約金を着服していました。

④個人年金保険解約金の着服

- ・件数 3 件 / 被害額 9,138,795 円
- ・2018 年 12 月から 2019 年 11 月までの間に、事故者がお客さまになりすまし、生命保険会社より解約請求書を取り寄せ、虚偽の説明により事故者の指示通りにお客さまに記入させました。同時に普通預金口座も作成させ、事故者が通帳を所持し、保険解約金を着服していました。

※被害に遭われたお客さまは 4 名、被害総額は 11,385,247 円です。

(3) 発覚日 : 2019 年 11 月 28 日 (木)

(4) 発覚の経緯 : 2019 年 11 月 25 日に、お客さまからの問い合わせがあり、調査した結果、着服が判明いたしました。

2. お客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、個別に説明とお詫びをさせていただいております。今後も真摯に対応してまいります。

3. 関係機関への報告等

事件発覚後、法令等に基づき監督官庁等へ報告いたしました。
また、警察に対しても相談を行っております。

4. 人事処分

事故者については、2020 年 1 月 17 日付で懲戒解雇処分としております。
また、本件を重く受け止め、関係者についても、責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を行います。

【今後の対応】

今回の事態を重く受け止め、法令等遵守意識の更なる徹底、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、信頼の回復と不祥事件の再発防止に向け全行をあげて取り組んでまいります。

以上

<p><本件に関するお問い合わせ先> 株式会社宮崎銀行 経営企画部 広報室 担当 : 上田 TEL : 0985-32-8213</p>
--